

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 潜在保育士就職準備金貸与の手引

令和5年4月

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
富山県福祉人材センター

目 次

1. 潜在保育士就職準備金貸与制度の概要	1
2. 潜在保育士就職準備金貸与手続きフローチャート	4
3. 手続き一覧表	5
4. 提出書類一覧表	6
5. 返還猶予期間について	7
6. 返還と返還免除について	8
7. 提出様式	9
①就職準備金借用申請書（様式第1号）	10
②誓約書（様式第2号）	12
③就職準備金利用計画書（様式第3号）	14
④職務経歴書（様式第4号）	16
⑤就職(内定・決定)証明書（様式第5号）	18
⑥口座振替届（様式第8号）	20
⑦就職準備金借用書（様式第9号）	22
⑧就職準備金返還計画書（様式第10号）	24
⑨就職準備金返還猶予申請書（様式第12号）	26
⑩就職・離職届（様式第13号）	28
⑪在職証明書（様式第14号）	30
⑫就職準備金返還免除申請書（様式第16号）	32
⑬変更届（様式第18号）	34
⑭辞退届（様式第19号）	36
3. 潜在保育士就職準備金貸与規程・施行要綱	39

潜在保育士就職準備金貸与制度の概要

1. 貸与対象者

保育士資格を持っている者のうち、3 か月以上保育士として勤務していない又は保育士として勤務した経験がなく、下記の条件にすべて該当する者

- (1) 富山県内（以下「県内」という。）に住民登録をしている者
- (2) 保育士登録後 3 か月以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が 3 か月未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から 3 か月以上経過した者
- (3) 以下に掲げる施設又は事業を離職後 3 か月以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

- ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
- ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
- エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業
- オ 学校教育法（（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園

- (4) 県内の以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者（週20時間以上の勤務）

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもののうち、社会福祉法人富山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が認めるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18 年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」のうち、会長が認めるもの
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもののうち、会長が認めるもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもののうち、会長が認めるもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって

て、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもののうち、
会長が認めるもの

キ 企業主導型保育事業のうち、会長が認めるもの

(5) 富山県福祉人材センターに求職登録を行っている者

2. 貸与額及び貸与回数

(1) 貸 与 額 200,000 円以内（一括交付）

(2) 貸与回数 一人当たり一回限りとします。

3. 利息

貸与金には利息を付さないものとします。

4. 就職準備金の返還免除

県内の保育所等において、2 年間、児童の保護等に従事した場合は、貸与した就職準備金の返還を全額免除します。

5. 就職準備金の返還

① 県内で児童の保護等の業務に従事する意志がなくなった場合

② 県内で所定期間（2 年間）業務に従事しなかった場合 等

6. 留意事項

就職準備金貸与に際して、同種の貸付との併用はできません。

7. 募集期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

※内定または決定された日から採用日までの間に申請してください。

※令和 6 年 4 月 1 日以降に就職される方は、事前にご相談ください。

8. 申請に必要な書類

① 就職準備金借用申請書（様式第 1 号）

② 誓約書（様式第 2 号）

③ 就職準備金利用計画書（様式第 3 号）

④ 職務経歴書（様式第 4 号、保育所等に提出した履歴書の写しでも可）

⑤ 就職（内定・決定）証明書（様式第 5 号）又は保育所等に勤務することを証する書類（採用通知書、辞令、雇用契約書等）

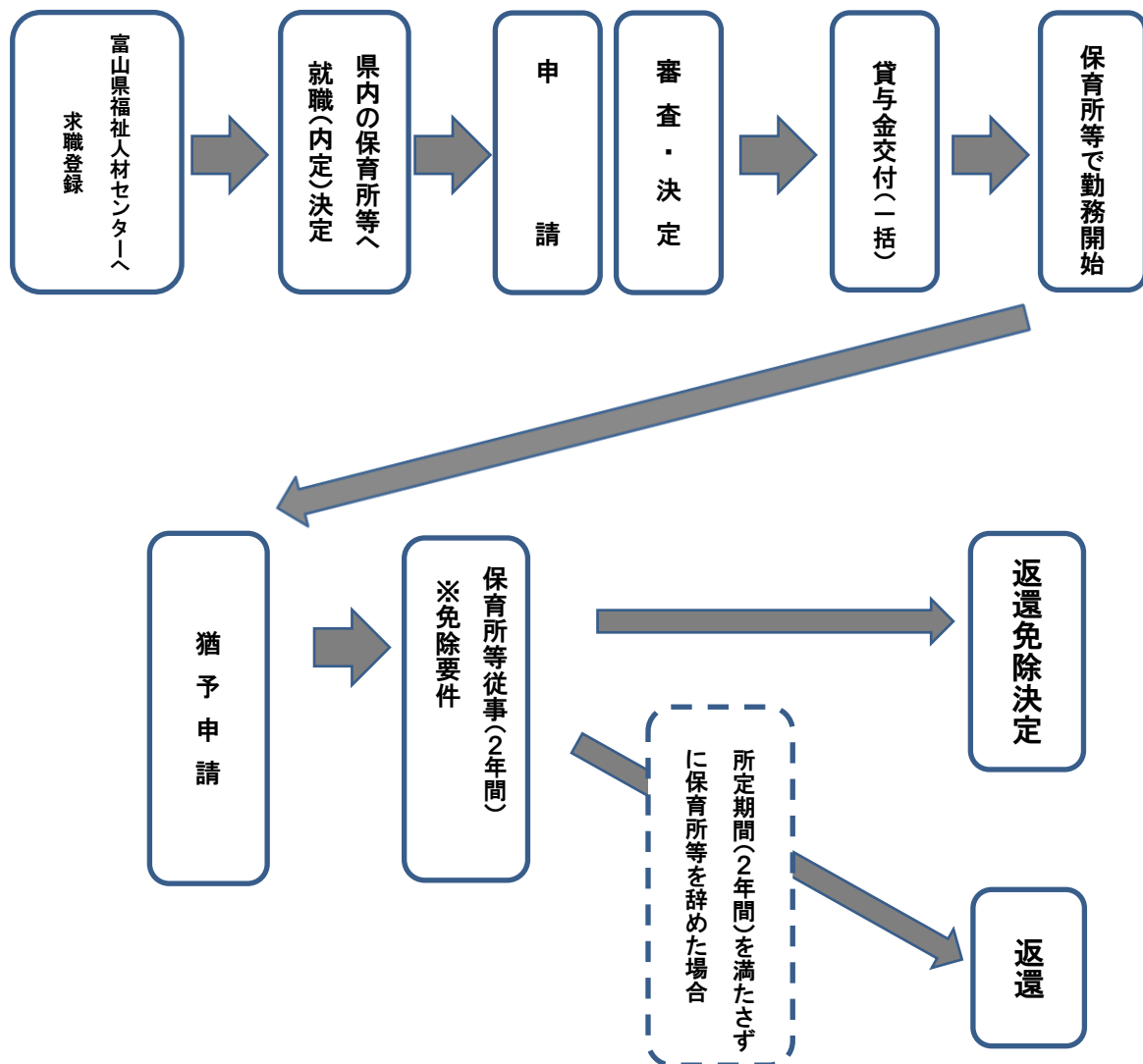
⑥ 保育士資格証の写し

⑦ 印鑑登録証明書（申請者及び連帯保証人のもの）

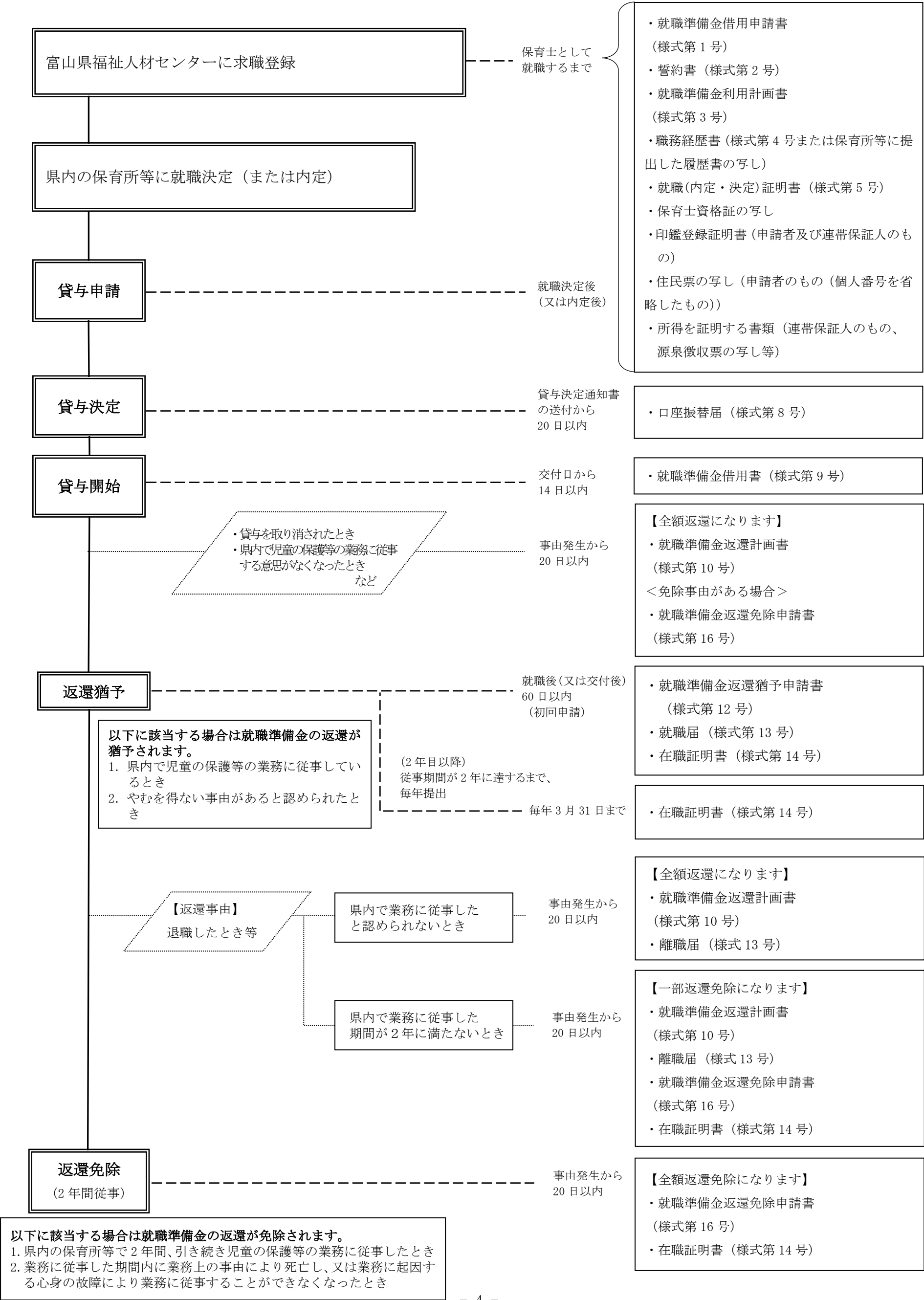
⑧ 住民票の写し（申請者のもの（個人番号を省略したもの））

⑨ 所得を証明する書類（連帯保証人のもの、源泉徴収票の写し等）

【申請から返還免除までの流れ（モデル）】



潜在保育士就職準備金貸与手続きフローチャート



手続き一覧表

区分	提出書類	取り扱い
貸与が決定したとき	・ 口座振替届 (様式第 8 号)	就職準備金の振込先を登録します。提出後、就職準備金が交付されます。
就職準備金が交付されたとき	・ 就職準備金借用書 (様式第 9 号)	交付日から 14 日以内に借用書を提出します。
県内で児童の保護等の業務に従事することとなったとき (就職開始)	・ 就職準備金返還猶予申請書 (様式第 12 号) ・ 就職届 (様式第 13 号) ・ 在職証明書 (様式第 14 号)	県内において児童の保護等の業務に従事する場合は就職準備金の返還が猶予されます。
貸与を取り消されたとき 指定の業務に従事しないとき (他の業務に就職が決定したとき 等)	・ 就職準備金返還計画書 (様式第 10 号)	貸与を取り消されたとき、また指定の業務に従事することができない場合等は返還となり、一括又は月賦・半年賦により、就職準備金を返還していただきます。
猶予期間 (1 年間) が終了するとき (返還猶予の継続を希望するとき)	・ 在職証明書 (様式第 14 号)	業務に従事した期間が 2 年を経過するまでは、毎年この提出が必要となります。
県内で業務に従事した期間が 2 年を経過したとき	・ 就職準備金返還免除申請書 (様式第 16 号) ・ 在職証明書 (様式第 14 号) ・ 休職証明書 (休職期間がある者のみ) (※様式の指定はありません)	業務に従事した期間が 2 年を経過した場合は、返還免除申請書の提出により、就職準備金の返還を全額免除します。
返還猶予期間中の離職、県外転出などにより猶予要件を満たさなくなったとき	・ 就職準備金返還計画書 (様式第 10 号) ・ 就職準備金返還免除申請書 (様式第 16 号) (※該当者のみ) ・ 離職届 (様式第 13 号) { ※ 猶予要件を満たさない理由が、 「離職」である場合 }	就職準備金返還となります。1 年以内で、一括又は月賦・半年賦により返還していただきます。1 年以上県内の保育所等で業務に従事した期間があるときは、一部を返還免除とすることがあります。該当する場合は返還免除申請書の提出が必要になります。
勤務先や貸与者及び連帯保証人の氏名・住所等に変更があったとき	・ 変更届 (様式第 18 号)	届出を受け、登録されている情報を修正します。
貸与を辞退しようとするとき	・ 就職準備金借用書 (様式第 9 号) 既に貸与している場合 ・ 辞退届 (様式第 19 号)	就職準備金の貸与決定を取り消し、貸与済の就職準備金がある場合は、速やかに就職準備金を返還していただきます。

＜業務に従事＞富山県内の保育所、幼保連携型認定こども園等で、児童の保護等の業務に従事することです。

提出書類一覧表

提出書類名	提出時期	添付書類
口座振替届 (様式第 8 号)	① 貸与決定時 ② 口座情報に変更があったとき (随時)	預金通帳の写し
就職準備金借用書 (様式第 9 号)	就職準備金交付後 14 日以内	なし ※印鑑登録証明書と同じ印を使用のこと
就職準備金返還計画書 (様式第 10 号)	① 就職準備金の貸与が取り消されたとき ② 貸与後、返還事由が発生したとき	なし
就職準備金返還猶予申請書 (様式第 12 号)	児童の保護等の業務に従事した、又はしているとき	在職証明書 (様式第 14 号)
就職・離職届 (様式第 13 号)	① 県内で就職し、児童の保護等の業務に従事することとなったとき ② 退職したとき	在職証明書 (様式第 14 号) ※退職の場合は、離職日を証明する書類の写し (離職票の写しでも可) (※様式任意)
在職証明書 (様式第 14 号)	① 就職届や返還猶予再申請等、県内で児童の保護等の業務に従事している事の証明が必要な場合 ② 継続して返還猶予を受けようとするとき	なし
就職準備金返還免除申請書 (様式第 16 号)	① 従事期間が 2 年経過したとき ② 従事期間が 2 年を経過していないが、一部免除を申請する場合	在職証明書 (様式第 14 号) 休職証明書 (休職期間がある者のみ) (※様式任意)
変更届 (様式第 18 号)	貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先の名称及び所在地等に変更があったとき	連帯保証人の印鑑登録証明書 (保証人に変更があった場合)
辞退届 (様式第 19 号)	貸与を辞退するとき	辞退する理由を証明する書類の写し (他奨学金等の受給決定通知等)

返還猶予期間について

返還猶予要件に該当し、就職準備金の返還猶予を受ける場合の猶予期間は、以下のとおりとなります。

	猶予要件(猶予事由)	猶予期間
①	県内の保育所等において、児童の保護等の業務に従事しているとき	業務に従事した期間が2年に達するまでの期間
②	その他災害・病気・負傷等やむを得ない事由があると認められる場合	※要相談

※表の①は、県内で業務に従事した期間が2年に達するまでの間としておりますが、その間育児休業その他により休職期間がある場合は、従事期間とはみなさないため、猶予期間を延長(休職期間に相当する月数)します。

- ◎ 猶予要件に該当しなくなった場合は、速やかに返還の手続きをとる必要があります。
- ◎ 猶予を受けている途中で勤務先の変更があった場合は「変更届(様式第18号)」と「就職・離職届(様式第13号)」により届け出てください。
- ◎ 休職期間がある場合は、猶予申請書提出時に在職証明書(様式第14号)と併せて休職証明書(様式任意・コピーでも可)を添付してください。

返還と返還免除について

就職準備金の返還は、県内において児童の保護等の業務に 2 年間従事したときに**全額免除**されます。

《A：返還について》

貸与終了後、猶予要件に該当しない場合は、就職準備金を**返還**していただきます。

〈1〉返還の一部免除

県内での保育士としての従事期間に応じて、返還額の一部を免除します。

【抜粋】

社会福祉法人富山県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸与規程施行要綱
第 10 条の 2

会長は、就職準備金の貸与を受けた者が規程第 9 条第 2 項各号の規程に該当するに至ったときは、県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事した月数を、24 で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額の返還を免除することができる。

＜具体例＞

20 万円の貸与後、2 ヶ月後に県内で保育士として就職したが、1 年後に結婚し、県外に転出した場合

⇒ $\frac{\text{業務に従事した期間}}{24} \times \text{返還すべき額}$

= $12 \div 24 \times 200,000$ 円

= 100,000 円

⇒100,000 円を一部免除し、残り 100,000 円を返還する。

〈2〉返還期間

1 年以内（返還決定を受けた月の翌月から開始）

〈3〉返還方法

〈2〉の返還期間内に一時払い又は割賦方式（月賦・半年賦）により返還

《B：返還免除について》

県内において児童の保護等の業務に従事した期間が 2 年に達したときは就職準備金の返還が**全額免除**されます。

提出様式

◎ 様式はコピーして使用してください。

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 1 号

就職準備金借用申請書

年 月 日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者※自筆

(法定代理人※自筆)

就職準備金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借用希望金額		金 円	
本人	住 所	〒	
	氏名及び生年月日	ふりがな	年 月 日生 (歳)
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()
緊急連絡先①	住 所	〒	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな	本人との関係
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()
緊急連絡先②	住 所	〒	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな	本人との関係
	電話番号	自宅： ()	携帯： ()

注 1) 未成年者については法定代理人からの申請が必要です。

注 2) 本人の住所欄：家族と別居している場合は、家族の住所ではなく本人の住所を記入。

注 3) 年齢は申請日現在で記入。

※申請書類でいただいた個人情報、本事業以外では使用いたしません。

注 4) 貸与は一人当たり一回限りです。

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 1 号

就職準備金借用申請書

〇〇年〇月△日

富山県社会福祉協議会長 殿

借受者^{※自筆} 〇〇 〇〇
(法定代理人^{※自筆})

就職準備金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借用希望金額		金 200,000円	
本 人	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び生年月日	ふりがな とやま はなこ	〇年〇月〇日生 (〇〇歳)
		富山 花子	
電話番号		自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX
緊急 連絡 先①	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな とやま いちろう	本人との関係
		富山 一郎	夫
電話番号		自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX
緊急 連絡 先②	住 所	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	氏名及び 本人との関係	ふりがな たてやま たろう	本人との関係
		立山 太郎	父
電話番号		自宅：XXX (XXX) XXXX	携帯：：XXX (XXX) XXXX

注 1) 未成年者については法定代理人からの申請が必要です。

注 2) 本人の住所欄：家族と別居している場合は、家族の住所ではなく本人の住所を記入。

注 3) 年齢は申請日現在で記入。
※申請書類でいただいた個人情報は、本事業以外では使用いたしません。

注 4) 貸与は一人当たり一回限りです。

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 住 所 〒

(申請者自筆)

氏 名

実印

電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒

(保証人自筆)

氏 名

実印

電話番号 (自宅)
(携帯)

年 所 得 [千円]

借受者との関係 []

私は、下記のとおり就職準備金の貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、「社会福祉法人富山県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸与規程」等を遵守し、県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事することを誓います。

なお、就職準備金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

貸与金額	金 円
------	-----

(添付書類)

1. 借受者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
2. 住民票の写し(借受者のもの(個人番号を省略したもの))
3. 連帯保証人の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)

【記入例・記入要領】

様式第2号

(潜在保育士就職準備金貸与)

誓 約 書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

申 請 者 住 所 〒XXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 富山 花子 (実印)

電話番号(自宅) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

連帯保証人 住 所 〒XXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 立山 二郎 (実印)

電話番号(自宅) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯) 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇

年 所 得 [8,000 千円]

借受者との関係 [伯父]

ここに記入された
連帯保証人は、貸与
開始から返還免除
までの申請・届出手
続きに関係します。
誓約書提出後、連帯
保証人を変更する
場合は、「変更届(様
式第18号)」にて変
更の届出を行って
ください。

印鑑登録証明書
を添付し、必ず**実印**で
押印すること

私は、下記のとおり就職準備金の貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、「社会福祉法人富山県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸与規程」等を遵守し、県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事することを誓います。

なお、就職準備金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

貸与金額

金 2 0 0 , 0 0 0 円

(添付書類) 1. 借受者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

2. 住民票の写し(借受者のもの(個人番号を省略したもの))

3. 連帯保証人の所得を証明する書類(源泉徴収票の写し等)

《参考》連帯保証人の要件

連帯保証人は、下記の(1)(2)の要件にあてはまる者としてください。

(1) 借受者が未成年者の場合は、父母又は後見人であること

(2) 借受者が成年の場合は、次の①～③の要件全てに該当する者であること

① 独立の生計を営んでいること

② この貸与金について返還能力があること

③ 未成年者でないこと(職業を有していても不可)

(3) 原則として富山県内に住所を有する者

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 3 号

就職準備金利用計画書

年 月 日

ふりがな			性 別	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
氏 名			男 ・ 女		
住 所	〒 -				
連絡先	自 宅	()	携帯電話	()	
	メールアドレス	@			
保育士としての経験	☐ ある ☐ なし				
貸与希望金額	金 円				
利用目的 ※該当するものに ☑をつけてください	☐ 子どもの預け先を探す際の活動費 ☐ 保育に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費 ☐ 靴や保育に必要となる道具又は当該道具を入れるかばん等の被服費 ☐ 敷金・礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 ☐ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 ☐ その他 ()				
保育士登録年月日	年 月 日				
就職予定年月日	年 月 日				

照会先 富山県社会福祉協議会富山県福祉人材センター
TEL: 076(432)6156

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 4 号

職 務 経 歴 書

年 月 日

ふりがな			性 別	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
氏 名			男 ・ 女		
住 所	〒 -				
連絡先	自 宅	()	携帯電話	()	
	メールアドレス	@			
職歴	勤 務 期 間			勤 務 先	
	年 月から 年 月まで		年 月		
	年 月から 年 月まで		年 月		
	年 月から 年 月まで		年 月		
	年 月から 年 月まで		年 月		
	年 月から 年 月まで		年 月		
	年 月から 年 月まで		年 月		

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 4 号

[illegible]

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 5 号

就職（内定・決定）証明書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

氏名	
生年月日	年 月 日

下記のとおり児童の保護等の業務に従事すること（週 20 時間以上の勤務）が
（内定・決定）しました

業 務 従事先	所在地	〒 -
	法人名	
	施設名	
	電話番号	()
	職 種	
勤務開始日	年 月 日	

上記のとおり（内定・決定）していることを証明します。

年 月 日

（法人名）

（法人代表者氏名）

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに○をつけてください。

【記入例・記入要領】

内定・決定された法人
に記入・証明いただく
書類です

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式 5 号

就職 ☒ 内定 ☐ 決定 証明書

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

氏名	富山 花子
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり児童の保護等の業務に従事すること（週 20 時間以上の勤務）が
☒ 内定 ☐ 決定 しました

業 務 従事先	所在地	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	法人名	社会福祉法人〇〇会
	施設名	幼保連携型認定こども園 〇〇保育園
	電話番号	XXX (XXX) XXXX
	職 種	保育士
勤務開始日	〇〇年〇〇月〇〇日	

上記のとおり ☒ 内定 ☐ 決定 していることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日
(法人名) 社会福祉法人〇〇会

(法人代表者氏名) 理事長 △△ △△△△

印

※内定、または決定のいずれかに該当するものに○をつけてください。

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 8 号

口 座 振 替 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

就職準備金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関	(店 番)														
	銀行										支店 出張所				
指定口座	預貯金種目	1 普通 2 当座		口座番号 (左づめで記入)											
口座名義人 (借受者名義)	フリガナ														

(添付書類) 通帳の名義、口座番号、支店名が記載されている
ページの写し

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第8号

口 座 振 替 届

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 **ROO-〇〇**
 住 所 〒**XXX-XXXX**
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 **富山 花子**
 電話番号 **XXX-XXX-XXXX**

就職準備金の振替口座を下記の通り届け出ます。

口座振替指定 金融機関	〇〇 銀行		支店 (店番)												
指定口座	預貯金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号 (左詰で記入)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
口座名義人 (借受者名義)	フリガナ	ト ヤ マ ハ ナ コ													
	富山 花子														

ゆうちょ銀行を指定の場合3ケタの番号を記入してください。

姓と名の間は1字空けてください。

《振込先の指定》

- ・ 振込先として指定する口座は、**本人名義**のものに限ります。
- ・ 届け出た口座情報に変更があったときは、再度「口座振替届」を提出してください。
- ・ 万一、登録された口座情報に誤りがあったときは、速やかに富山県社会福祉協議会まで連絡してください。
- ・ 口座情報（金融機関名（支店名、店番）、口座名義人、口座番号等）が記載してあるページの写しを添付してください。

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 9 号

収	入
印	紙

就職準備金借用書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(借受者自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸与規程により、
就職準備金を下記のとおり借用いたしました。

下記金額を、同規程の方法に従い返済いたします。

借 用 日	年 月 日
借用金額	金 円

注 1) 印鑑は、誓約書に捺印したものとする

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第9号

収入
印紙

就職準備金借用書

〇〇年〇月△日

借用総額に応じ、収入印紙を貼付ください。貼付後、必ず割印
(印紙と文書の両方にかかるように押印) をしてください。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決 定 番 号 **ROO-〇〇**
 住 所 **〒XXX-XXXX**
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 **富山 花子** **実印**
 連帯保証人住 所 **〒XXX-XXXX**
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 **立山 二郎** **実印**

必ず**実印**で押印すること

社会福祉法人富山県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸与規程により、就職準備金を下記のとおり借用いたしました。
 下記金額を、同規程の方法に従い返済いたします。

借 用 日	〇〇年 〇月〇〇日
借 用 金 額	金 200,000 円

借用日は、振込のあった日で記入してください

注1) 印鑑は、誓約書に捺印したものとする

《参考》印紙税額

借用総額	収入印紙金額
10 万円以下	200 円
10 万円を越え 50 万円以下	400 円

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。**連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届(様式第18号)」にて変更の届出を行ってから提出**してください。

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 10 号

就職準備金返還計画書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(借受者自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

次のとおり就職準備金を返還したいので、承認してくださるようお願いします。

1 借入総額		円
2 免除承認額		円
3 返還債務額		円
4 返還方法		
一時払	割賦方法	
	半年賦	円(1回の返還額) 回
	月 賦	円(1回の返還額) 回
5 返還期間	年 月から 年 月まで	

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 10 号

就職準備金返還計画書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号 **ROO-〇〇**
 住 所 **〒XXX-XXXX**
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 **富山 花子** (実印)
 電話番号(自宅) **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**
 (携帯) **〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇**

連帯保証人 住 所 **〒XXX-XXXX**
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 **立山 二郎** (実印)
 電話番号(自宅) **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**
 (携帯) **〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇**

次のとおり就職準備金を返還したいので、承認して下さるようお願いいたします。

1 借入総額	金200,000 円
2 免除承認額	0 円
3 返還債務額	金200,000 円
4 返還方法.	一時払 割賦方法 半年賦 100,000 円 (1回の返還額) 2 回 月 賦 円 (1回の返還額) 回
5 返還期間	〇〇 年 〇 月から 〇△ 年 △ 月まで

必ず**実印**で押印してください。

誓約書提出時に記載した**連帯保証人**を記入してください。**連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届(様式第18号)」にて変更の届出を行ってから提出**してください。

業務に従事した期間によって金額が決定します。詳細は8ページ「就職準備金の返還と返還免除について」を参照してください。

借入総額から免除承認額を差し引いた金額を記入してください。

詳細は8ページ「就職準備金の返還と返還免除について」を参照してください。

- ・ 一時払での返還の場合は記入不要です。
- ・ 割賦方式での返還の場合、返還期間は1年以内とします。返還の開始は原則として返還事由が発生した月とします。

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 12 号

就職準備金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(借受者自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

就職準備金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

返還未済の就職準備金の額	円
猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間 ※就職をした当初月を含む。
猶予を受けようとする理由 (該当する番号に○を付けてください。) ① 県内の事業所等において、児童の保護等の業務に従事しているため ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため (理由 :)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類 (在職証明書 (様式第 14 号) 等) を添付すること。

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 12 号

就職準備金返還猶予申請書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 R〇〇-〇〇
住 所 〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 富山 花子
電話番号 XXX-XXX-XXXX

就職準備金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借入総額を記入

返還未済の就職準備金の額	金 200,000 円
猶予を受けようとする期間	〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで 〇月間 ※就職をした当初月を含む。
猶予を受けようとする理由 (該当する番号に○を付けてください。) ① 県内の事業所等において、児童の保護等の業務に従事しているため ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があるため (理由：)	

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類 (在職証明書 (様式第 14 号) 等) を添付すること。

②の理由で就職準備金の返還が猶予できるのは、災害、病気、その他やむを得ない事由があると認められる場合のみです。
(猶予期間…要相談)

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 13 号

就 職 ・ 離 職 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号

(借受者自筆) 住 所 〒

氏 名

実印

電話番号 (自宅)

(携帯)

連帯保証人 住 所 〒

(保証人自筆)

氏 名

実印

電話番号 (自宅)

(携帯)

下記のとおり 就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職 の区分	就職・離職の年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
	年 月 日		〒

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 13 号

就職・離職届

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 ROO-OO
住 所 〒XXX-XXXX
氏 名 富山 花子 (実印)
連帯保証人住 所 〒XXX-XXXX
氏 名 立山 二郎 (実印)

就職・離職のどちらの届出にも使用できる様式となっています。あてはまる方を○で囲んでください。

必ず**実印**で押印
してください。

誓約書提出時に記載した連帯保証人を記入してください。連帯保証人の住所等に変更があった場合は、「変更届（様式第18号）」にて変更の届出を行ってから提出してください。

下記のとおり就職・離職しましたので、届け出ます。

就職・離職 の区分	就職・離職の年月日	勤務先の名称	勤務先の所在地
就職	○年○月○日	幼保連携型認定こども園 ○○保育園	〒XXX-XXXX ○○○○○○○

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 14 号

在 職 証 明 書

氏 名
住 所 〒

上記の者は、 年 月 日から
 年 月 日まで、

当法人の施設で児童の保護等の業務を週 20 時間以上していることを
証明する。

年 月 日

施設の所在地

施設の種類

施 設 名

法 人 名

法人代表者名

印

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 14 号

在 職 証 明 書

氏名 **富山 花子**
 住所 **〒XXX-XXXX**
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

上記の者は、 **〇**年**〇**月**〇**日から
〇年**〇**月**〇**日まで、

当法人の施設で児童の保護等の業務を週 20 時間以上していることを
 証明する。

〇×年××月△△日

施設の所在地 **〇〇市△△△××番地**
 施設の種類 **幼保連携型認定こども園**
 施 設 名 **幼保連携型認定こども園**
〇〇保育園
 法 人 名 **社会福祉法人〇〇会**
 法人代表者名 **△△ △△△** 印

この様式は、就職準備金の貸与を受けた者が県内の施設において、児童の保護等の業務に従事していることを証明するための様式です。法人の押印（公印）を受け、毎年提出してください。育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその期間を記入し、休職証明書（様式任意）とあわせて提出してください。

継続して就労している場合は、同じ日付でも構いません。（法人の証明日まで在職しているという意味合いになります。）

《休職期間がある場合の記入》
 育児休業等の休職期間がある場合は、欄外にその旨を記入し、休職証明書（様式任意）と併せて提出してください。
 (記入例)

- ・ 育児休業：〇△年〇月～〇△年×月

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 16 号

就職準備金返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(借受者自筆) 住 所 〒

氏 名
電話番号 (自宅)
(携帯)

就職準備金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

免 除 申 請 額						円
借 入 総 額						円
返 還 債 務 額						円
免除を受けようとする理由						
県 内 に お け る 業 務 従 事 経 歴						
勤務先名称		職 種		勤 務 期 間		
				年 月 日から	年 月 日まで	
				年 月 日から	年 月 日まで	
				年 月 日から	年 月 日まで	
				年 月 日から	年 月 日まで	
育児休業	有・無	年 月 日から		年 月 日まで		
休 職	有・無	年 月 日から		年 月 日まで		
停 職	有・無	年 月 日から		年 月 日まで		
その他これらに 準ずる休業	有・無	年 月 日から		年 月 日まで		

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類(在職証明書(様式第 14 号)、育休その他事由による休職期間があった場合は証明書)を添付すること。

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 16 号

就職準備金返還免除申請書

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借受者 決定番号 **ROO-〇〇**
住 所 **〒XXX-XXXX**
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 **富山 花子**
電話番号 **XXX-XXX-XXXX**

就職準備金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

免除申請額	金 200,000 円	
借入総額	金 200,000 円	
返還債務額	0 円	
免除を受けようとする理由	県内において児童の保護等の業務に 2年間従事したため	
県内における業務従事経歴		
勤務先名称	職種	勤務期間
幼保連携型認定こども園 〇〇保育園	保育士	〇〇年〇月〇日から 〇△年△月〇日まで
育児休業	(有)・無	〇×年△月△日から ×〇年〇月△日まで
休 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
停 職	有・無	年 月 日から 年 月 日まで
その他これら に準ずる休業	有・無	年 月 日から 年 月 日まで

備考 免除を受けようとする理由を証明する書類（在職証明書（様式第 14 号）、育休
その他事由による休職期間があった場合は証明書）を添付すること。

県内において児童の保護等の業務に 2 年従事した場合は全額返還免除となりますので、借入総額全額を記入してください。

一部免除になる場合は業務に従事した期間によって金額が決定しますので詳細は 8 ページ「就職準備金の返還と返還免除について」を参照してください。

借入総額から免除申請額を差し引いた金額を記入してください。

該当する場合に記入し、その証明書を添付してください。

施設の種別＋施設名で記入してください。

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 18 号

変 更 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(借受者自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 18 号

変 更 届

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借受者

決定番号 R〇〇-〇〇

住 所

〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名

富山 花子 実印

連帯保証人

住 所

〒XXX-XXXX
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名

立山 二郎 実印

下記のとおり届出事項に変更がありましたので、届け出ます。

変更事項	変更年月日	変更前	変更後
住所	〇〇年〇月〇日	〒XXX-XXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇	〒XXX-XXXX △△△△△△△△
電話番号	〇〇年〇月〇日	XXX-XXX-XXXX	XXXX-XX-XXXX
	年 月 日		

必ず**実印**で押印してください。

《変更の届出》

下記の事項に変更があった場合はこの様式により届出願います。

- ・ 氏名（姓の変更）
- ・ 住所（この場合は必ず住民票の写しを添付すること）
- ・ 電話番号
- ・ 勤務先名称
- ・ 勤務先住所
- ・ 連帯保証人氏名（この場合は必ず印鑑登録証明書を添付すること）
- ・ 連帯保証人住所（この場合は必ず印鑑登録証明書を添付すること）
- ・ 連帯保証人電話番号

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 19 号

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号
(借受者自筆) 住 所 〒

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

連帯保証人 住 所 〒
(保証人自筆)

氏 名 実印
電話番号 (自宅)
(携帯)

下記のとおり就職準備金の貸与を受けることを辞退します。

辞 退 の 理 由

【記入例・記入要領】

(潜在保育士就職準備金貸与)

様式第 19 号

辞 退 届

〇〇年〇月△日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会長 殿

借 受 者 決定番号 **ROO-〇〇**
 住 所 **〒XXX-XXXX**
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 **富山 花子 (実印)**
 電話番号(自宅) **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**
 (携帯) **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

連帯保証人 住 所 **〒XXX-XXXX**
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 氏 名 **立山 二郎 (実印)**
 電話番号(自宅) **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**
 (携帯) **〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

下記のとおり就職準備金の貸与を受けることを辞退します。

辞退の理由
児童の保護等の業務に従事しないこととしたため。

必ず**実印**で押印
してください。

誓約書提出時に記載
した**連帯保証人**を記
入してください。連
帯保証人の住所等
に**変更があった場合**
は、「変更届（様式第
18 号）」にて**変更の
届出を行ってから**提
出してください。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会
潜在保育士就職準備金貸与規程・施行要綱

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、保育士資格を持っている者で3か月以上保育士として勤務していない者又は保育士として勤務した経験のない者に対し、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用（以下「就職準備金」という。）の貸与を実施し、富山県内（以下「県内」という。）における保育人材の確保並びに定着を支援することを目的とする。

(就職準備金の貸与)

第2条 社会福祉法人富山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、県内に住民登録をしている者であって、以下の要件をいずれも満たし、かつ保育士として週20時間以上勤務する者に予算の範囲内で就職準備金を貸与することができる。

(1) 保育士登録後3か月以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が3か月未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から3か月以上経過した者

(2) 以下に掲げる施設又は事業を離職後、3か月以上経過した又は当該施設又は事業に勤務経験のない者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 県内の以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもののうち、会長が認めるもの

- ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
- ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」のうち、会長が認めるもの

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもののうち、会長が認めるもの

- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18 第1項の規定による届出を行ったもののうち、会長が認めるもの
 - カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもののうち、会長が認めるもの
 - キ 企業主導型保育事業のうち、会長が認めるもの
- (4) 富山県福祉人材センターに求職登録を行っている者

(貸与対象経費及び貸与額)

第3条 貸与対象経費は、保育所等への再就職にあたって会長が必要と認める費用とする。

- 2 就職準備金の貸与額は、200,000円と貸与対象者が会長に提出した就職準備金利用計画書（様式第3号）に記載された額のいずれか少ない方の額とする。
- 3 貸与回数は、一人あたり一回限りとする。
- 4 貸与する就職準備金には、利息を付さない。

(連帯保証人)

第4条 就職準備金の貸与を受けようとする者は、1人の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、就職準備金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の取消し)

第5条 会長は、貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職準備金の貸与を取り消すものとする。

- (1) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (2) 貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) その他貸与することが適当でないと認められるとき。

(理由の提示)

第6条 会長は、前条の規定により就職準備金の貸与を取り消すときは、貸与を受けた者に対してその理由を示さねばならない。

(返還)

第7条 就職準備金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱で定めるところにより、就職準備金を返還しなければならない。

- (1) 第5条の規定により、就職準備金の貸与を取り消されたとき。

- (2) 就職準備金の貸与を受けた者が県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の猶予)

第8条 会長は、就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、就職準備金の返還を猶予することができる。

- (1) 県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があると認められるとき。

(返還の免除)

第9条 会長は、就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職準備金の全部の返還を免除するものとする。

- (1) 県内の保育所等において児童の保護等に従事した日から、要綱で定める期間、引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）児童の保護等の業務に従事したとき。

なお、従事する保育所等の法人における人事異動等により、就職準備金の貸与を受けた者の意思によらず、県外において児童の保護等の業務に従事した期間については、県内において児童の保護等の業務に従事した期間に含めるものとする。

- (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 会長は、就職準備金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職準備金の全部又は一部の返還を免除できるものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により就職準備金を返還することが困難になったとき。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等、就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
- (4) 1年以上県内の保育所等で業務に従事したとき。

(延滞利息)

第10条 就職準備金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて就職準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間

の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利息が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利息を債権として調定しないことができる。

(要綱への委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

○社会福祉法人富山県社会福祉協議会潜在保育士就職準備金貸与規程施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）潜在保育士就職準備金貸与規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(就職準備金申請手続等)

第2条 就職準備金の貸与を受けようとする者は、就職準備金借用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに県社協会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 就職準備金利用計画書（様式第3号）
- (3) 職務経歴書（様式第4号、保育所等に提出した履歴書の写しでも可）
- (4) 就職（内定・決定）証明書（様式第5号）
(採用通知書、辞令、雇用契約書等)
- (5) 保育士資格証の写し
- (6) 印鑑登録証明書（借受者及び連帯保証人のもの）
- (7) 住民票の写し（借受者のもの及び連帯保証人のもの（いずれも個人番号を省略したもの））
- (8) 所得を証明する書類（連帯保証人のもの、源泉徴収票の写し等）

(貸与決定等)

第3条 会長は、前条第1項の規定により申請書等が提出された場合は、就職準備金貸与決定通知書（様式第6号）又は就職準備金貸与不承認決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 会長は、予算の範囲内で貸与決定を行うこととし、予算を超える申請があった場合は貸与決定を行わないものとする。
- 3 借受者は、前項の就職準備金の貸与決定通知を受けたときは、その日から20日以内に、口座振替届（様式第8号）を会長に提出するものとする。

(資金の貸与)

第4条 就職準備金は、一括交付とする。

(連帯保証人)

第5条 規程第4条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む者であって、かつ、返還すべき債務を負担することができる資力を有する者であって、会長が適当と認める者とする。

- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者とする。
- 3 借受者が、連帯保証人を変更しようとするときは、変更届（様式第18号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(就職準備金借用書の提出)

第6条 就職準備金の貸与を受けた者は、交付日から14日以内に、連帯保証人と連署の上、就職準備金借用書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

(返還の方法)

第7条 規程第7条の規定により就職準備金を返還する者は、同条各号に該当する事由の生じた日から20日以内に就職準備金返還計画書（様式第10号）を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 会長は、就職準備金の返還を承認する際は、貸与者に対し就職準備金返還決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 3 就職準備金の返還は、当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内において、月賦又は半年賦の均等払により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(就職準備金返還猶予申請書)

第8条 規程第8条に規定する就職準備金の返還の猶予を受けようとする者は、同条各号に該当する事由の生じた日から60日以内に就職準備金返還猶予申請書（様式第12号）、就職届（様式第13号）及び在職証明書（様式第14号）を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、就職準備金の返還の猶予を承認する際は、貸与者に対し就職準備金返還猶予決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

(返還の猶予期間)

第9条 規程第8条の規定により就職準備金の返還を猶予する期間は、1年以内とする。

(返還の免除)

第10条 規程第9条第1項で定める期間は2年（週20時間以上の勤務）とする。

- 2 会長は、就職準備金の貸与を受けた者が規程第9条第2項各号の規定に該当するに至

ったときは、県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事した月数を、24で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額の返還を免除することができる。

(就職準備金返還免除申請書)

第11条 規程第9条に規定する就職準備金の返還の免除を受けようとする者は、同条第1項各号又は第2項各号に該当する事由の生じた日から20日以内に就職準備金返還免除申請書(様式第16号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、就職準備金の免除を承認する際は、貸与者に対し就職準備金返還免除決定通知書(様式第17号)により通知するものとする。

(従事期間の計算)

第12条 規程第9条の業務に従事した期間を計算する場合においては、業務に従事することを開始した日の属する月から終了した日の属する月までを参入するものとする。

2 前項の期間を計算する場合において、当該期間中に育児休業、休職、停職その他これらに準ずる休業(以下この項において「育児休業等」という。)の期間があるときは、育児休業等の期間の開始日の属する月から終了日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、育児休業等の期間が終了した月において、再び育児休業等の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(届出)

第13条 就職準備金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、連帯保証人と連署のうえ、直ちに、会長に届け出るものとする。

- (1) 就職準備金の貸与を受けた者又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
 - (2) 就職準備金の貸与を辞退しようとするとき。
 - (3) 勤務に堪えない程度の心身の故障が生じたとき。
 - (4) 県内において児童の保護等の業務に就職又は離職したとき。
 - (5) 勤務先の名称及び所在地に変更があったとき。
- 2 就職準備金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は自ら前項の規定による届出をすることができないときは、その連帯保証人が届け出るものとする。

(雑則)

第14条 この要綱で定めるもののほか、就職準備金の貸与に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

《問合せ先》

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

富山県福祉人材センター

（無料職業紹介事業許可番号 16-ム-010005）

〒930-0094 富山市安住町5番21号

富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

TEL 076-432-6156 / FAX 076-432-6532